別表（第３条、第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事由 | 添付書類 | 期間 | 更新 |
| 学期途中の転出（転居） | 学期途中で転出（転居）するが、在園していた幼稚園に引き続き通園を希望する場合 | なし | 当該学期末まで |  |
| 最終学年途中の転出（転居） | 最終学年途中で転出（転居）するが、在園していた幼稚園に引き続き通園を希望する場合 | なし | 卒園まで |  |
| こども園 | こども園の通園区域外からこども園に通園を希望する場合 | なし | 年度末まで | 年度ごとに申請が必要 |
| ３歳児保育 | 指定幼稚園で３歳児保育が実施されていないため、３歳児保育を実施している幼稚園を希望する場合 | なし | 年度末まで | 年度ごとに申請が必要 |
| 早朝・夜間預かり保育 | 保護者の勤務等の都合により、保護者の勤務時間に対応できる幼稚園への通園が必要な場合 | 在職証明書又は営業許可書の写し | 年度末まで | 年度ごとに申請が必要 |
| 昼間留守家庭 | 保護者の勤務等の都合により、指定幼稚園への通園が困難となるため、親族の家から通園する場合 | 在職証明書又は営業許可書の写し及び預かり証明書 | 必要とされる期間 | 年度ごとに申請が必要 |
| 転入（転居）予定 | 事前に転入（転居）先の指定幼稚園に通園を希望する場合 | 建築確認済証の写し、住宅売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し | 転入（転居）日まで | 期間更新ごとに申請が必要 |
| 一時転居 | ア）住居の新築・増改築等のため一時的に転居する場合イ）風水害・火災・地震等により一時的に避難する場合 | ア）建築確認済証の写し又は住宅売買契約書等の写しイ）罹災証明書の写し | ア）住居完成までイ）１年以内 | 期間更新ごとに申請が必要 |
| 住宅融資関係 | 住宅資金借入れのため住所変更が生じ、転居前の通園区域の幼稚園へ通園を希望する場合 | 建築確認済証の写し又は住宅売買契約書の写し | 住居完成まで | 期間更新ごとに申請が必要 |
| 住民票未登録 | ＤＶ被害により居住地に住民票を登録できない場合 | 公的機関が発行するＤＶ被害を確認できる書類の写し及び賃貸借契約書の写し等 | 住民登録されるまで | 年度ごとに申請が必要 |
| その他 | その他、教育長が特に必要と認める場合 | 教育長が必要とする書類 | 教育長が必要と認める期間 | 期間更新ごとに申請が必要 |

備考

１　上記の内容は、許可又は承諾が可能な事由であり、保護者からの申請内容を踏まえ、教育長が可否の判断を行う。

２　申請内容に応じて、表に定める添付書類に加えて関係書類の提出が必要となる場合がある